

## 届出が不要となる場合

- 1 当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合
- 2 民事調停法による調停に基づく場合
- 3 民事訴訟法による和解である場合
- 4 商法、破産法、会社更生法又は民事再生法等の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合
- 5 公有水面埋立法第 27 条第 1 項の許可を受けることを要する場合
- 6 家事審判法による調停に基づく場合
- 7 土地収用法第 15 条の 2 のあっせんに基づく場合、又は同法第 50 条の規定による和解である場合
- 8 農地法第 3 条第 1 項の許可を受けることを要する場合、又は同法第 80 条第 2 項により土地に関する権利を売り払う場合
- 9 新住宅市街地開発法による処分計画に従って造成施設等を処分する場合
- 10 新都市基盤整備法による処分計画に従って施設用地を処分する場合
- 11 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合
- 12 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合（当該土地が所在する市町村の長の認定を受けている場合に限る。）
- 13 当事者の一方又は双方が次の法人である場合
  - ①港務局 ②独立行政法人都市再生機構 ③独立行政法人水資源機構 ④独立行政法人中小企業基盤整備機構 ⑤独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⑥地方住宅供給公社 ⑦日本勤労者住宅協会 ⑧独立行政法人空港周辺整備機構 ⑨地方道路公社 ⑩土地開発公社
- 14 国土利用計画法第 32 条の規定により地方公共団体が遊休土地を買い取る場合
- 15 土地収用法第 26 条第 1 項の規定による事業認定の告示に係る事業の用に供する場合
- 16 森林法第 50 条第 1 項による使用権が設定されている土地について、同法第 55 条第 1 項の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合
- 17 都市計画法第 55 条第 4 項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者が同法第 58 条の 9 の規定により土地を買い取る場合